

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年5月21日

大分県立大分高等技術専門校長 山田 倫久

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 大分高等技術専門校寄宿舎給食業務
- (2) 委託期間 令和8年6月1日から令和11年5月31日
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (3) 履行場所 大分市大字下宗方1035-1 大分高等技術専門校
- (4) 予定価格 1か月 625,629円(消費税及び地方消費税額を含む)

2 契約に関する事務を担当する部署の名称

大分高等技術専門校 管理課
〒870-1141 大分市大字下宗方1035-1
電話 097-542-3411

3 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年6月1日大分県告示第326号)に定める入札参加資格を取得しているものであること。
- (3) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に令和8年5月28日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札説明書の閲覧場所及び日時

上記5に同じ

7 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による

8 電子入札システムによる入札参加申請期間

令和8年5月22日（金）午前10時から5月27日（水）午後5時まで

9 電子入札システムによる入札金額の入力期間

入札参加を承認された日から令和8年5月28日（木）午後5時まで

10 開札日時

令和8年5月29日（金）午前10時

11 入札参加資格者の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号以下「確認申請書」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 添付書類

(ア) 会社概要書（経営理念、業務内容、組織体制、従業員数等が分かる資料）

(イ) 契約実績に関する資料（契約実績調書（別記様式第2号）及び契約書の写し等）

(ウ) 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）

(エ) 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）

イ 確認申請書等の提出期間

令和8年5月22日（金）から5月27日（水）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 確認申請書の提出先

大分高等技術専門校管理課

〒870-1141 大分市大字下宗方1035-1

エ 確認申請書等の提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に大分高等技術専門校に必着のこと。また、封筒に「一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

オ 提出部数

各1部

カ 審査結果通知

確認書類等を受理し、承認したときは、電子入札システムにより承認を受けた事業者に対して「入札参加通知」をメールにて送付する。

1 2 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

1 3 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

1 4 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

1 5 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行う。

1 6 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。